

兵庫県住宅再建共済制度条例
(平成17年兵庫県条例第41号)

(目的)

第1条 この条例は、自然災害の被災者が自立した生活を再建するためには、生活基盤となる住宅の再建等が最も重要であり、そのための自助努力や公的支援には限界があることにかんがみ、住宅の所有者等が助け合いの精神に基づき拠出する負担金(以下「共済負担金」という。)により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みとして、兵庫県住宅再建共済制度(以下「共済制度」という。)を設け、もって被災者の生活基盤の回復を促し、被災地域の早期再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分をいう。
- (3) 住宅所有者 県の区域内に住宅を所有する者(国、地方公共団体その他規則で定める法人を除く。)をいう。
- (4) 居住者 県の区域内に存する住宅に居住する者(住宅所有者を除く。)をいう。
- (5) マンション 2以上の区分所有者(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第2項に規定する区分所有者をいう。以下同じ。)が存する建物で人の居住の用に供する専有部分(区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。以下同じ。)のあるものをいう。
- (6) 管理者等 区分所有法第25条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)の規定により選任された管理者又は区分所有法第47条第2項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する管理組合法人若しくは団地管理組合法人をいう。

(共済制度の実施)

第3条 県は、この条例の規定に基づき、共済制度を実施する。

2 県は、共済制度の運営を、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」という。)に委託するものとする。

3 共済基金は、知事の承認を得て、共済制度の運営に関する業務規程及び共済制度に加入しようとする者と共済契約を締結するための約款を定めなければならない。

(加入)

第4条 共済制度に加入することができる者は、住宅所有者とする。

2 県の区域内に存するマンションの管理者等は、当該マンションの共用部分(区分所有法第2条第4項に規定する共用部分をいう。)について、区分所有者のために、共済制度に加入することができる。

3 住宅所有者又は居住者は、その居住する住宅に存する家財について、共済制度に加入することができる。

4 共済制度への加入は、1戸の住宅、1棟のマンションの共用部分又は1戸の住宅に存する家財について、それぞれ1の加入に限りすることができる。

(加入の手続)

第5条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、共済基金に加入を申し込みものとする。

2 前項の加入の申込み(前条第1項又は第2項の加入に係るものに限る。)をする者は、加入に係る住宅又はマンションが自然災害により準半壊の被害を受けた場合についても共済制度の対象とするよう申し出ができるものとする。

3 第1項の申込み又は前項の申出をする者は、共済基金に共済負担金を納付するものとする。

(共済負担金)

第6条 第4条第1項の規定により住宅について加入する場合における共済負担金の額は、住宅1戸につき年額5,000円とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、住宅1戸につき月額500円に、加入しようとする日の属する月からその年度(4月1日から翌年の3月31日までの間をいう。以下同じ。)の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えるときは、5,000円)とする。

2 前条第2項の申出をするときにおける前項の共済負担金の額は、同項本文の規定による額に、住宅1戸につき500円を加算した額(以下この項において「共済負担金年額」という。)とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、前項ただし書の規定による額に、住宅1戸につき50円に加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額を加算した額(その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額)とする。

3 第4条第2項の規定による加入に係る共済負担金の額は、マンション1棟につき年額2,500円に当該マンションに係る各住宅部分(人の居住の用に供される各専有部分をいう。以下同じ。)の数を乗じて得た額(以下この項において「共済負担金年額」という。)とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、マンション1棟につき月額250円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額に、加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額)とする。

4 前条第2項の申出をするときにおける前項の共済負担金の額は、同項本文の規定による額に、マンション1棟につき250円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額を加算した額(以下この項において「共済負担金年額」という。)とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、前項ただし書の規定による額に、マンション1棟につき25円に当該マンションに係る各住宅部分の数を乗じて得た額に加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額を加算した額(その額が共済負担金年額を超えるときは、共済負担金年額)とする。

5 第4条第3項の規定により家財について加入する場合における共済負担金の額は、1戸の住宅に存する家財につき年額1,500円とする。ただし、新たに共済制度に加入する場合は、1戸の住宅に存する家財につき月額150円に、加入しようとする日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が1,500円を超えるときは、1,500円)とする。

6 共済制度の運営に係る経費の節減及び加入の促進の効果を考慮して共済基金が定める場合においては、前各項の共済負担金の額を減額することができる。

(基金の積立て)

第7条 共済基金は、第9条から第9条の3までに規定する共済給付金に充てるため、共済負担金により基金を積み立てるものとする。

(共済期間)

第8条 共済期間は、共済制度に加入した日からその日の属する年度の末日までとする。

(共済給付金)

第9条 第4条第1項の規定による加入に係る住宅（以下この条及び第11条において「対象住宅」という。）が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、当該対象住宅に係る住宅所有者又は住宅所有者であった者に対し、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付する。

区分		給付額
1 対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をしたとき。		600万円
2 対象住宅の補修をしたとき。	(1) 対象住宅が全壊の認定を受けたものである場合	200万円
	(2) 対象住宅が大規模半壊の認定を受けたものである場合	100万円
	(3) 対象住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	50万円
3 1及び2以外の場合で、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなったとき。		10万円

2 対象住宅（第5条第2項の申出に係る対象住宅に限る。以下この項において同じ。）が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、当該対象住宅に係る住宅所有者又は住宅所有者であった者に対し、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付する。

区分		給付額
1 対象住宅に代わるものとして新たな住宅の建築若しくは購入をしたとき、又は対象住宅の補修をしたとき。		25万円
2 1以外の場合で、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなったとき。		10万円

3 第1項の表の1又は前項の表の1に該当する場合において、建築又は購入に係る住宅が県の区域外にあるときの共済給付金の額は、第1項の表又は前項の表の規定にかかわらず、第1項の表の右欄又は前

項の表の右欄に定める額の2分の1の額とする。

第9条の2 第4条第2項の規定による加入に係るマンション（以下この条において「対象マンション」という。）が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額の共済給付金を、同表の右欄に掲げるものに対して給付する。

区分	給付額	給付対象者等
1 対象マンションに代わるものとして、新たなマンションの各住宅部分の数（その数が共済負担金の算定の基礎となった対象マンションの各住宅部分の数（以下の表及び次項の表において「算定基礎戸数」という。）を超えるときは、当該算定基礎戸数）を乗じて得た額	300万円に新たなマンションの各住宅部分の数（その数が共済負担金の算定の基礎となった対象マンションの各住宅部分の数（以下の表及び次項の表において「算定基礎戸数」という。）を超えるときは、当該算定基礎戸数）を乗じて得た額	対象マンションの再生団体
2 対象マンションの補修がされたとき。	(1) 対象マンションが全壊の認定を受けたものである場合	100万円に算定基礎戸数を乗じて得た額
	(2) 対象マンションが大規模半壊の認定を受けたものである場合	50万円に算定基礎戸数を乗じて得た額
	(3) 対象マンションが中規模半壊又は半壊の認定を受けた者である場合	25万円に算定基礎戸数を乗じて得た額

2 対象マンション（第5条第2項の申出に係る対象マンションに限る。以下この項において同じ。）が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、準半壊の認定を受けた場合において、次の表の左欄に掲げる区分のいずれかに該当することとなったときは、同欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める額の共済給付金を、同表の右欄に掲げるものに対して給付する。

区分	給付額	給付対象者等
1 対象マンションに代わるものとして、新たなマンションの建築がされたとき。	12万5千円に新たなマンションの各住宅部分の数（その数が算定基礎戸数を超えるときは、当該算定基礎戸数）を乗じて得た額	対象マンションの再生団体
2 対象マンションの補修がされたとき。	12万5千円に算定基礎戸数を乗じて得た額	対象マンションの管理者等

- 3 前2項の「対象マンションの再生団体」とは、次に掲げる団体をいう。
- (1) マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第5条第1項に規定するマンション再生組合
 - (2) マンションの再生等の円滑化に関する法律第5条第2項の規定によりマンション再生事業を施行しようとする者に対し、同法第45条第2項の規定による同意をした対象マンションの区分所有者により設立された団体
 - (3) 事業者が対象マンションに代わる新たなマンションの建築をした場合に当該新たなマンションに係る区分所有権その他の権利を事業者から譲り受けける旨の特約をして、対象マンションに係る区分所有権その他の権利を当該事業者に譲渡した対象マンションの区分所有者により設立された団体
 - (4) 前3号に掲げる団体のほか、対象マンションの区分所有者により設立された団体で、対象マンションに代わる新たなマンションの建築をする旨の合意に基づき、自らその建築をし、又は自らのために事業者にその建築をさせたと認められるもの
- 4 第1項の表の1又は第2項の表の1に該当する場合において、建築に係る新たなマンションが県の区域外にあるときの共済給付金の額は、第1項の表又は第2項の表の規定にかかわらず、第1項の表の中欄又は第2項の表の中欄に定める額の2分の1の額とする。

第9条の3 第4条第3項の規定による加入に係る住宅が自然災害により被害を受け、その被害について、規則で定めるところにより、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は床上浸水の認定を受けた場合において、生活に必要な家財の購入又は補修をしたときは、当該住宅に係る住宅所有者若しくは住宅所有者であった者又は居住者若しくは居住者であった者に対し、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める額の共済給付金を給付する。

区分	給付額
1 当該住宅が全壊の認定を受けたものである場合	50万円
2 当該住宅が大規模半壊の認定を	35万円

受けたものである場合	
3 当該住宅が中規模半壊又は半壊の認定を受けたものである場合	25万円
4 当該住宅が床上浸水の認定を受けたものである場合	15万円

第9条の4 前3条の規定にかかわらず、これらの規定により給付されることとなる共済給付金の総額が、限度額（第7条の規定により共済基金に積み立てられた額（以下「積立額」という。）を限度として、将来自然災害が発生した場合における共済給付金の給付に要すると見込まれる額その他の事情を考慮して知事が定める方法により算定した額をいう。以下同じ。）を超えると見込まれるときは、当該共済給付金の総額が限度額から積立額までの範囲内となるよう、知事が定めるところにより、共済給付金を給付する。

（共済給付金の給付申請）

第10条 共済給付金の給付を受けようとするものは、規則で定める期間内に、共済基金に給付の申請をしなければならない。

（加入者の地位の承継）

第11条 相続により対象住宅を所有することとなった者は、被相続人が有していた加入者の地位を承継する。

2 前項に該当することとなった者は、その旨を共済基金に届け出なければならない。

3 対象住宅が譲渡された場合において、当該対象住宅の譲受人は、当該対象住宅の譲渡人の同意を得て、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができる。

4 第4条第3項の規定による加入に係る家財を利用する住宅所有者又は居住者は、加入者の転出その他の理由を付して共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができる。

（脱退の手続）

第12条 共済制度を脱退しようとする者は、その旨を共済基金に届け出なければならない。

（運営に係る資金）

第13条 共済基金は、加入登録に要する経費その他の共済制度の運営に係る経費で加入者の負担とすることが適當であるものとして規則で定めるものに、共済負担金の一部を充てることができる。

2 共済基金は、共済給付金に係る経理とその他の経理を区分して整理しなければならない。

第14条 削除

（財政的援助）

第15条 県は、予算の範囲内において、共済制度の適切かつ円滑な運営が行われるよう、共済基金に対して財政的援助を行うものとする。

（共済制度の運営に関する協議会）

第16条 共済基金は、共済制度の運営に関する重要な事項を審議するための協議会を設置しなければならない。

2 前項の協議会は、県民、学識経験のある者、関係行政機関の職員のうちから共済基金の代表者が委嘱する者をもって組織する。

（不服審査に関する委員会）

第17条 共済基金は、共済給付金の給付に係る不服申立てを審査するための委員会を設置しなければならない。

2 前項の委員会は、学識経験のある者のうちから共済基金の代表者が委嘱する者をもって組織する。

(秘密を守る義務)

第18条 共済基金において共済制度の運営の業務に従事する者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(年次報告)

第19条 共済基金の代表者は、毎年、共済制度の実施状況を明らかにする年次報告を作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の年次報告の提出を受けたときは、速やかに、その内容を公表するものとする。

(補則)

第20条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。(平成17年8月規則第69号で、同17年9月1日から施行)

附 則(平成18年3月28日条例第47号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第6条に1項を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成19年10月10日条例第47号)

この条例は、平成19年10月10日から施行する。

附 則(平成22年3月19日条例第15号)

この条例は、平成22年8月1日から施行する。

附 則(平成22年6月14日条例第30号)

この条例は、平成22年6月14日から施行する。

附 則(平成26年2月10日条例第1号)

この条例は、平成26年8月1日から施行する。

附 則(令和2年10月6日条例第33号)

この条例は、令和2年10月6日から施行する。

附 則(令和3年10月6日条例第38号)

この条例は、令和3年10月6日から施行する。

附 則(令和7年12月15日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の兵庫県住宅再建共済制度条例第6条第6項(同項第1号に係る部分に限る。)の規定により複数の共済期間について一括して共済負担金を納付している者の共済負担金の額については、この条例による改正後の兵庫県住宅再建共済制度条例第6条第6項の規定にかかわらず、なお従前の例による。